介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第百七十三号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（所得税法施行令及び法人税法施行令の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「第二十条第一号」を「第七条第一号」に改める。

一　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第八十九条第二号

二　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十九条第二号

（厚生労働省組織令の一部改正）

第二条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百十六条第六号中「、老人クラブ及び指定法人」を「及び老人クラブ」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直**人

東日本大震災による有価証券報告書等の提出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第百七十四号

東日本大震災による有価証券報告書等の提出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）第一条の規定により特定非常災害として指定された東日本大震災による義務の不履行であって、次に掲げる義務に係るものについての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第四条第三項に規定する免責に係る期限は、平成二十三年九月三十日とする。

一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項（同条第五項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び同法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する有価証券報告書の同法第二十四条の四の七第一項（同条第三項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び同法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する四半期報告書の同法第二十四条の四の七第一項の規定による提出の義務

二　金融商品取引法第二十四条の四の七第一項（同条第三項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び同法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する四半期報告書の同法第二十四条の四の七第一項の規定による提出の義務

三　金融商品取引法第二十四条の五第一項（同条第三項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び同法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書の同法第二十四条の五第一項の規定による提出の義務

四　金融商品取引法第二十四条の七第一項（同条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する親会社等状況報告書の同条第一項の規定による提出の義務

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直**人

省　令

○経済産業省令第三十号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第四条第一項から第三項まで及び第六項、第六条第一項、第七条第一項及び第二項、第七条の七、第七条の九第一項並びに第七条の十第一項及び第二項の規定に基づき、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十二日　経済産業大臣　海江田万里

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第六条第一項の表に次のように加える。

十一　令第一条第十一号に掲げる経済連携協定（以下「日インド協定」という。）	様式第二十八　様式第二十九

第七条第一項第十二号中「以後」を「の後」に改め、同条に次の一項を加える。

11　法第四条第二項及び第三項の経済産業省令で定める事項は、日インド協定にあっては、次のとおりとする。

一　自国に輸入される第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品であるか否かを決定するため、インド共和国の税関当局は次のいずれかの方法により確認を行うことができること。

イ　日インド協定附属書三第六節の規定に基づき、経済産業大臣に対し、当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求めること。

ロ　日インド協定附属書三第七節の規定に基づき、日本国政府に対し、経済産業大臣がインド共和国の税関当局の立会いの下に証明書受給者又は特定証明資料提出者の施設を訪問することを通じて、当該物品が特定原産品であることを示す情報の収集及び提供を要請すること並びに当該物品の生産に使用された設備の確認を行うよう要請すること。

二　証明書受給者又は特定証明資料提出者は、インド共和国の税関当局による前号ロの方法による確認を受ける際には、日インド協定附属書三第七節及び第八節の規定を十分に読むべきこと。

三　インド共和国の税関当局が、日インド協定附属書三第七節第一項(a)に規定する訪問を書面により要請した場合において、経済産業大臣は、その施設に訪問を受ける証明書受給者又は特定証明資料提出者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かについて書面による回答を求めること。